

人事行政の運営状況（平成 24 年 4 月 1 日現在）ホームページ原稿

平成 23 年度の市の人事行政の運営状況を公表します。

これは、市職員の職員数、給与、勤務条件等の概要について、地方公務員法の規定に基づき、年に 1 度公表することを市の「人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」で定めているもので、市民の皆さんに職員の任用や勤務条件などを理解していただくためのものです。【総務課】

■職員の任免及び職員数に関する状況

① 新規採用者数の状況

区 分	事務職	消防職	業務員
平成 23 年度	—	—	—
平成 24 年度	—	—	—

② 職員採用試験の実施状況（平成 24 年 4 月採用分）

職 種	応募者数	受験者数	採用者数
行 政 職	—	—	—
消 防 職	—	—	—

③ 退職者数の状況

年 度	定 年	勸奨など	計
平成 23 年度	8 人	13 人	21 人

④部門別職員数の状況（4 月 1 日現在）

部 門	平成 17 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
一般行政部門	365 人	305 人	288 人
教 育 部 門	62 人	36 人	36 人
消 防 部 門	75 人	80 人	80 人
公 営 企 業 等	44 人	41 人	36 人
計	546 人	462 人	440 人

※ 平成 17 年度（合併直後）の職員数には、新治地方広域事務組合から平成 18 年 2 月に転入した分を含みます。

※ 平成 23 年度の一般行政部門には、再任用職員（1 人）を含みます。

⑤一般行政職の級別職員数の状況（4 月 1 日現在）

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	計
標準的な 職務内容	主事 主事補	主幹	主任	係長 主査	課長補佐 政策員 室長	課長 副参事	公室長 部長 会計管理者 参事	
平成 23 年度	13 人 (5.1%)	35 人 (13.7%)	67 人 (26.3%)	63 人 (24.7%)	42 人 (16.5%)	26 人 (10.2%)	9 人 (3.5%)	255 人
平成 24 年度	10 人 (4.1%)	26 人 (10.8%)	70 人 (29.1%)	60 人 (24.9%)	40 人 (16.6%)	25 人 (10.4%)	10 人 (4.1%)	241 人

※ この表に該当する職員数は、税務関係職員、保健師、保育士、技能労務職等を除いた事務職員の人数であるため、「④職員数の状況」に記載した職員の区分とは異なります。

■職員の給与の状況

①給与等の状況（4月1日現在）

区 分		平成 23 年度	平成 24 年度
一 般 行政職	平均給料月額	333,200 円	334,800 円
	平均年齢	43 歳 10 月	44 歳 1 月
消防職	平均給料月額	330,900 円	335,100 円
	平均年齢	41 歳 4 月	42 歳 4 月

②初任給の状況（4月1日現在の規定）

区 分		平成 23 年度	平成 24 年度
一 般 行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円
	短大卒	152,800 円	152,800 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円
消防職	大学卒	197,200 円	197,200 円
	短大卒	175,400 円	175,400 円
	高校卒	158,100 円	158,100 円

④ 験年数別給料月額（標準的なもの／4月1日現在）

区 分		年数	平成 23 年度	平成 24 年度
一 般 行政職	大学卒	10 年	250,400 円	250,400 円
		15 年	288,400 円	288,400 円
		20 年	321,900 円	321,900 円
	高校卒	10 年	205,400 円	205,400 円
		15 年	250,400 円	250,400 円
		20 年	288,400 円	288,400 円

※ 上記の額は、現在の昇給昇格基準に基づき作成しているため、採用時期により異なります。

④一般職員の期末・勤勉手当支給割合（実績）

区 分	6 月期		12 月期	
	期末	勤勉	期末	勤勉
平成 22 年度	1.25 月	0.70 月	1.50 月	0.70 月
平成 23 年度	1.225 月	0.675 月	1.375 月	0.675 月

⑤特別職等の報酬等の状況（実績）

区 分		平成 22 年度	平成 23 年度
給料 月額	市 長	779,000 円	389,500 円
	副市長	592,000 円	592,000 円
	教育長	546,000 円	546,000 円
報酬 月額	議 長	334,000 円	334,000 円
	副議長	285,000 円	285,000 円
	議 員	269,000 円	269,000 円
期末 手当	6 月期	1.45 月	1.4 月
	12 月期	1.65 月	1.55 月

※ 平成 22 年度の市長の給料は、平成 22 年 10 月から、上記の額から 50%を削減する特例措置を講じ、389,500 円に変更しています。

■ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

①標準的な勤務時間（4月1日現在）

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度
正規の勤務時間 （1週間あたり）	38 時間 45 分	38 時間 45 分
開始・終了時刻	開始 8:30 終了 17:15	開始 8:30 終了 17:15
休憩時間	12:00～13:00	12:00～13:00

②年次有給休暇の状況（暦年）

区 分	平均付与日数	平均取得日数	平均取得率
平成 22 年	39.5 日	10.1 日	25.4%
平成 23 年	39.6 日	10.0 日	25.4%

※ 年次有給休暇は、1 暦年あたり 20 日とし、20 日以内残日数を繰越すことができます。

※ 平成 22 年 3 月 31 日までは 1 日換算 8 時間、平成 22 年 4 月 1 日からは 1 日換算 7 時間 45 分であるため、平成 22 年の平均取得率の計算が整合しません。

■ 職員の分限及び懲戒処分の状況

区 分	分限処分				懲戒処分			
	免職	休職	降任	降給	免職	停職	減給	戒告
平成 23 年度	—	2 件	—	—	—	—	1 件	—

※ 休職の期間延長は含みません。

※ 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、勤務成績がよくない場合等の一定の事由がある場合、地方公務員法第 28 条の規定に基づき、職員の意に反して降任、免職又は休職の処分をすることをいいます。

※ 懲戒処分とは、職員に職務上の義務違反や全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合、地方公務員法第 29 条の規定に基づき、戒告、減給、停職又は免職の処分をすることをいいます。

■職員のサービスの状況

①職務に専念する義務の免除の状況（のべ人数）

事由	平成23年度	主な内容
法律で定める場合	15人	団体交渉参加
研修を受ける場合	6人	職員対象に実施する講演会等への任意参加
厚生に関する計画	486人	人間ドックや検診の受診、互助会事業参加など
規則で定める場合	28人	公益団体事務や消防団員業務に従事する場合など

※ 一般職の職員には、地方公務員法などの規定により職務に専念する義務が課せられていますが、職員の福利などの合理的な理由がある場合に、法律や条例（市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例）に基づき、例外としてその義務が免除されるものです。

②育児休業などの取得状況

区分	平成23年度新規承認者
育児休業取得者数	3人
育児部分休業取得者数	—
介護休暇取得者数	—

※ 育児休業とは、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条に基づき、3歳に満たない子を養育する職員は、その子が満3歳に達する日まで育児休業をすることができる制度です。給与（給料及び諸手当）は、育児休業の期間中は支給されません。

※ 育児部分休業とは、子が小学校就学の始期に達するまで、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について勤務しないことができる制度です。

※ 介護休暇とは、他に介護する者がいない疾病又は負傷その他の事由により常時介護を必要とする配偶者又は生計を一つにする親族を介護する場合、連続する6月の期間内において必要とする期間、勤務しないことが相当であると認められる場合に取得することができる制度です。給与（給料及び諸手当）は、介護休暇の期間中は支給されません。

■職員の研修及び勤務成績の評定の状況

①職員研修の状況

- 職員一人ひとりの資質と能力を向上させ、市民の信頼に応えていくため、平成 19 年 3 月に策定した「人材育成基本方針」などにに基づき職員研修計画を定め、全職員に共通する課題や職員の階層や業務内容などに応じた研修を行いました。また、職員通信教育助成要綱の規定に基づき、自らの資質向上を目的として職員が受講する通信教育への助成を行っています。

平成 23 年度の主な研修		修了者数	
市 主 催	マネジメント研修	44 人	
	メンタルヘルス研修	115 人	
	普通救命講習Ⅱ	20 人	
	特別講演会	86 人	
	クレーム対応研修	48 人	
	階 層 別 研 修	主事級職員研修	16 人
		主任・主幹級研修（第 4 部職員課程）	6 人
		係長級研修（新任係長課程）	6 人
		課長補佐級研修（新任課長補佐課程）	8 人
		課長級研修（新任課長課程）	2 人
	水道事業の経営管理（※）	1 人	
	固定資産税課税事務①②（※）	1 人	
	用地事務（土地）（※）	1 人	
	地方財務事務講師養成研修	1 人	
	文書事務講師養成講座	1 人	
	行政法講座	1 人	
	地方自治講座	1 人	
	法制執務講座	1 人	
	訴訟法務講座	1 人	
	政策形成基礎講座	2 人	
	政策法務講座	1 人	
	政策評価講座	4 人	
	クレーム対応能力向上講座	3 人	
	メンタルヘルス講座	2 人	
	ファシリテーション講座	2 人	
	「表現力」スキルアップ講座	1 人	
	モチベーションアップ講座	1 人	
	アカウントビリティ向上講座	2 人	
	タイムマネジメント講座	1 人	
	法務マスター研修	1 人	
管理職のためのメンタルヘルスセミナー	1 人		
住民と行政との協働推進セミナー	1 人		
茨城県市町村職員実務研修（1 年間）	1 人		

※ 階層別研修の欄の（ ）書きは、茨城県自治研修所における研修名称です。

※ 派遣研修の内訳は、「水道事業の経営管理」と「固定資産税課税事務①②」は財団法人全国市町村振興協会の市町村職員中央研修所、「用地事務（土地）」は財団法人全国建設研修センター、そのほかは、茨城県自治研修所における研修です。

②勤務成績の評定の状況（人事評価の実施状況）

- 職員の主体的な職務遂行及び能力開発を促進し、効果的な人材育成を推進することを目的として、行政職は平成 20 年度から、消防職は平成 22 年度から「人事評価」を実施しています。
- また、勤務成績の給与への反映として、平成 22 年度の人事評価の結果から翌年度のボーナス（勤勉手当の成績率）に反映されています。

■職員の福祉及び利益の保護の状況

① 職員の福利厚生制度の概要

- 心身ともに健康に職務を遂行できる快適な職場環境を構築していくため、市、共済組合、互助会において職員の健康管理、福利厚生等の事業を行っています。平成23年度に実施した主な事業は、次のとおりです。

事業	実施項目	利用者数	事業主体
ライフプラン確立の支援	ライフプラン講習会	4人	市・共済組合
	退職準備講習会	8人	市・共済組合
各種健康診断の実施	定期健康診断	168人	市
	人間ドック検診	272人	市・共済組合・互助会
	胃がん検診	2人	市・共済組合
	大腸がん検診	16人	市・共済組合
	前立腺がん検診	29人	市・共済組合
	子宮がん検診	4人	市・共済組合
	乳がん検診	8人	市・共済組合
	肝炎ウイルス検査	11人	市・共済組合
	肺がん検診	169人	市・共済組合
	骨粗しょう症検診	3人	市・共済組合
	健康相談・指導	16人	市
職員互助会への援助	職員互助会の育成	—	市

- 市職員相互の共済、保健、元気回復、その他厚生に関する事項を実施することを目的として、職員互助会に関する条例の規定に基づきかすみがうら市職員互助会に助成を行っています。

(かすみがうら市職員互助会の概要)

- ・会員数 450人(平成24年4月1日現在)
一般職の職員のほかに、市長等の常勤特別職、嘱託職員が含まれます。
- ・会費 月額800円/人
- ・補助金額 541千円(平成23年度決算)
541千円(平成24年度予算)
内訳(主な事業)については次のとおりです。

(単位;千円)

項目	内容	平成23年度決算		平成24年度予算		補助率
		互助会 事業費	内市補助	互助会 事業費	内市補助	
医療保険費	職員が使用する常備薬の設置	42	—	50	—	—
慶弔・禍福費	出産祝金、結婚祝金、傷病見舞金、弔慰金等の給付	1,469	—	1,870	—	—
退職記念品	退職時に花束を贈呈	63	—	24	—	—
クラブ助成事業	文化、体育クラブ活動費の一部を助成	284	—	352	—	—
旅行等助成事業	旅行等費用の一部助成	332	—	430	—	—
健康増進事業	人間ドック、食生活診断費用の一部助成	1,861	541	1,920	541	人間ドック:1/3 食生活診断:1/6

※ 市補助金については、健康増進事業に対する対象事業補助として助成しています。

②公務災害の発生状況

- 市職員の公務災害補償制度は、公務上の災害(負傷、疾病、障害及び死亡)又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填(補償)と、被災職員の社会復帰の促進及び職員や遺族の援護を図るために必要な事業を行うことを目的としています。
- 平成23年度に、市職員の公務災害の認定はありませんでした。

■公平委員会の業務の状況

- 市では、つくば市等とともに「つくば市等公平委員会」を共同設置しています。公平委員会では、職員の勤務条件等に関する措置要求及び不利益処分（分限処分、懲戒処分等）に対する不服申立てに関する審査を行っています。
- かすみがうら市職員から平成 23 年度に、公平委員会に提起された措置要求及び不服申立てに関する事案はありません。